

リフォームローン

2019年10月1日現在

商品名 (愛称)	リフォームローン“快良”くん
ご利用 いただける方	1. 満20歳以上で最終返済時70歳以下の方 2. 安定継続した収入のある方 3. お申込ご本人もしくは同居ご家族所有
お使用 みち	住宅の増改築・リフォーム資金・省エネ住宅工事に伴う資金
ご融資 限度額	500万円以内
ご利用 期間	15年以内
ご融資 利率	1. 変動金利・固定金利のいずれかを選択できます。 ①〔固定金利型〕 お借入時の固定金利選択型住宅資金の基準金利を適用（5年・10年・15年） イ. お借入時の利率は、返済終了時まで適用いたします。 ただし、金利情勢により金利が変動する場合があります。 ②〔変動金利型〕 お借入時の当金庫短期プライムレート+1.0%（6ヵ月見直し） イ. お借入後の利率は、基準金利（当金庫短期プライムレート）の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。毎年4月1日・10月1日現在の当金庫基準金利を基準として、年2回見直しを行い、翌々月返済分から新利率が適用されます。 ロ. お借入期間中に固定金利への変更はできません。 2. ご融資利率については、窓口にお問い合わせください。
ご返済 方法	1. 元金均等払・元利均等払の2種類のご返済方法があります。 2. 増額返済可能（融資額の50%を限度とします。）
保証人・ 担保	1. 家族保証人1人（安定した収入のある方）が必要です。 2. 担保は原則不要です。
確認書 類	1. 土地・建物謄本、所得を証明する書類、見積書等が必要です。 2. 上記以外の書類をお願いする場合があります。
手数料 等	返済条件を変更する場合には、手数料11,000円が必要です。
団信保 険	ご加入いただきます。
支払方 法	お支払先へ振込させていただきます。

リフォームローン

2019年10月1日現在

商品名 (愛称)	リフォームローン“快良”くん
苦情処理措置	本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0770-22-9433）、苦情等は、営業店または総務部（9時～17時、電話：0770-22-9430）にお申し出ください。
紛争解決措置	福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他	1. お申込に際しては、当庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご要望に添えない場合があります。なお、審査の内容についてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 2. 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。